2020 年度　第２回業務委員会次第

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

日　時　　２０２０年７月８日（木）
場　所　　新型コロナウィルス感染防止対策として書面開催

Ⅰ　委員会規定事項

（１）委員改選期に伴う委員長等の選出について**⇒後日書面で、お諮りいたします**

Ⅱ　報告事項

１. 委員報告

（１）委員（支部状況等）報告

２. 事務局報告

（１）コロナウィルス感染拡大防止に係る諸対応について	資料１
①　行政及び協会の対応	
②　事業者の対応	
（２）経過措置料金規制指定団地の指定解除について	資料２
（３）標準係数の改定について	資料３
（４）特別な事後監視について	資料４
（５）収益認識基準について	資料５
（６）「Ｑ＆Ａ」第１ステップ⇒定期報告書類チェックシート(案)	資料６
（７）コラボ関係	資料７
（８）事業用原料の需給・価格動向等について	資料８

(参考)

・コミュニティーガス販売動向について	資料９
・ガス生産動態統計の概況（2020 年 3・4 月）	資料 10

Ⅲ　その他

＜次回当初予定＞　開催方法につき検討中。

2020 年度　第３回業務委員会地方開催
日時　2020 年 10 月 8 日（木）～9 日（金）
場所　広島県広島市

以　上

2020 年度　第２回業務委員会報告（概要）

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

日　時　　２０２０年７月８日（木）

場　所　　新型コロナウィルス感染防止対策として書面開催

Ⅰ　委員会規定事項

（１）委員改選期に伴う委員長等の選出について⇒**対応策を意見交換会で確認**

Ⅱ　報告事項

1. 委員報告

（１）委員（支部状況等）報告

2. 事務局報告

（１）コロナウィルス感染拡大防止に係る諸対応について　資料１

①　行政及び協会の対応（資料 1-1 参照）

②　事業者の対応　（資料 1-2 参照）

（２）経過措置料金規制指定団地の指定解除について　資料２

12 月 1 日解除候補につきパブコメ実施中。

特別な事後監視が終了した団地につき確認中。

（３）標準係数の改定について　資料３

パブコメ期間終了。公示に向け省内手続き中。

（４）特別な事後監視について　資料４

2019 年 12 月期の結果報告で１件指摘有り。

（５）収益認識基準について　資料５

現在アンケートを集計中。全会員に回答していただくよう、支部に依頼

（６）「Ｑ＆Ａ」第１ステップ⇒定期報告書類チェックシート（案）　資料６

問題が無ければ協会ＨＰに掲載。

（７）コラボ関係　資料７

2020 年度エネファーム補助金ご利用ガイド

「台所・お風呂の川柳」締切（7/15）迫る。

「親子クッキングコンテスト」は中止。代替案調整中。

（８）事業用原料の需給・価格動向等について　資料８

ENEOS グローブ㈱作成の資料参照。

（参考）

・コミュニティーガス販売動向について　資料９

・ガス生産動態統計の概況（2020 年 3・4 月）　資料 10

Ⅲ　その他

＜次回当初予定＞　意見交換会において検討。

2020 年度　第３回業務委員会地方開催

日時　2020 年 10 月 8 日（木）～9 日（金）

場所　広島県広島市

以　上

2020年度
第2回業務委員会
資料№1-1

2020年7月8日

新型コロナウィルスに係る諸対応について

（一社）日本コミュニティーガス協会

	行政の対応	協会の対応
2月4日		
2月7日	資源エネルギー庁から感染症対策チラシ等について会員事業者向けに周知依頼あり。	左記周知依頼を協会HPに掲載し、周知
2月10日	資源エネルギー庁より中国における新型コロナウィルスに関する注意喚起あり。	左記注意喚起を協会HPに掲載し、周知。
2月18日		
2月25日	政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定された。	会長を本部長として対策本部を設置
2月26日		政府の基本方針を受けて３月開催予定の本部理事会・常任理事会・各委員会の中止を決定
2月27日		協会本部にてフレックスタイム制（時差出勤）を導入するとともに、支部に対しては3月開催の講習会の延期を助言。
3月2日	全国の小中高校、特別支援校に対して休業要請を発出	
3月5日	経済産業省が事業者の支援策を公表	左記支援策を協会HPに掲載し、周知。
3月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法案が国会で可決・施行。	
3月19日	経済産業省よりガス料金の支払い等に係る要請が発出。	左記要請を協会HPに掲載し、周知。
3月28日	政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定された。	
4月7日	東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の７都府県に緊急事態宣言。	
	経済産業省よりガス事業者に対してガス料金の支払いが困難な需要家に対する料金支払いの猶予等、柔軟な対応を行うよう要請あり。	
4月10日	消費機器調査等に係る省令が改正される。	
4月16日	緊急事態宣言を全国に拡大。	
4月23日	資源エネルギー庁よりコロナ感染症対策に関する政府のポータルサイト開設の周知あり。	左記周知内容を協会HPに掲載し、周知。
5月7日	厚生労働省が「新しい生活様式」を公表	
5月13日	経済産業省が、ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長を認可。	左記周知内容を協会HPに掲載し、周知。
5月14日	北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫の8つの都道府県を除く、39県で緊急事態宣言を解除。	
5月21日	大阪・京都・兵庫の３府県について、緊急事態宣言を解除。	
5月25日	首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言を解除（全国で解除）。	
5月27日		新型コロナウイルスの影響を踏まえた保安規程に基づく巡視・点検等の頻度の緩和措置についての周知文書を協会HPに掲載し、周知。
5月28日	経済産業省より、ガス事業法に基づく手続（保安規制に関するものに限る）について、インターネットから経済産業省への提出が可能となる簡易申請フォームを設置し、６月１日（月）より運用を開始する旨のプレスリリースあり。	
5月29日	「資産額報告書」「収支計算報告書」及び「部門別収支計算書」の報告期限が令和２年５月３１日から7　月３１日までの間に到達する旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に報告することが困難な場合、それぞれの提出期限を３カ月延長することができるよう、省令が改正された。	
6月1日		5/28経済産業省プレスリリース記事を協会HPに掲載し、周知。
6月2日	東京都が「東京アラート」を発令	5/29の省令改正を協会HPに掲載し、周知。
6月19日	都道府県を跨ぐ移動の自粛を緩和	
6月26日	経済産業省より、新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（昇圧供給装置の点検に関する特例措置）の周知依頼有り。	
7月3日		Web会議システム（Zoom)導入決定

2020年度
第2回業務委員会
資料№1-2

2020年7月8日

コミュニティーガス協会会員各社の新型コロナウィルス感染防止対策

（一社）日本コミュニティーガス協会

	アンケート回答	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	コミュガス協会
1	マスクの着用（社員・来訪者共）	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	○
2	フェイスシールド着用(充填場)							○															1	○(会議用)
3	アルコール消毒	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	17	○
4	手洗い、うがいの励行	○		○	○	○	○		○			○	○		○							○	10	○
5-1	出社時の検温。	○				○		○	○	○			○		○		○		○		○	○	11	
5-2	家族の検温。							○															1	
5-3	来訪者の検温。							○							○								2	
6	定期的な換気。	○		○	○	○	○						○	○	○			○			○	○	11	
7	リモート会議、ＴＶ会議、Web会議	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○				○	12	
8	在宅勤務	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○				○	14	○
9	時差勤務（フレックス制活用）、直行・直帰	○		○	○	○	○	○	○	○			○		○		○	○		○	○		14	○
10	ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）の確保	○		○	○		○		○			○	○		○								8	
11	飛沫感染防止用のビニールカーテン、透明仕切り板設置	○			○		○		○	○		○	○	○		○		○				○	11	
12	会議・研修・朝礼等の時間制限、自粛、人数制限	○		○	○	○			○				○		○	○				○		○	10	○
13	半数制等の交代勤務		○		○	○	○		○		○							○					7	○
14	執務スペースの分散化（２・３グループ）	○					○		○				○	○	○				○			○	8	
15	イベントの自粛・中止	○			○		○		○			○	○	○	○	○	○	○			○		12	○
16	県外や特定地域への出張の原則禁止			○	○		○						○		○	○		○	○	○		○	10	○
17	来訪者との面会自粛			○	○	○	○								○	○				○		○	8	
18	ガス関連法定業務（法定点検等）訪問の連絡、顧客承認の徹底。	○	○		○	○							○		○							○	7	
19	長時間の屋内滞在を避ける（30分以内を目安）　※工事等は除く												○										1	
20	リフォームショールーム休業											○	○			○							3	
21	業務車両の運転者を固定し、相乗りを禁止する。												○			○							2	
22	休憩室の利用制限（ 3 密を避けた利用）	○																				○	2	
23	アルコールチェッカーの飲酒検査の停止																					○	1	
24	お手洗いのジェットタオル禁止、ペーパータオルの使用	○					○		○	○			○		○			○				○	8	○
25	会食や懇親会の自粛・3密になるような場所は控える。	○				○							○		○	○		○	○			○	8	○
26	希望者に会社近くのホテル手配			○																			1	
27	感染者発生を想定した応援体制組織準備			○									○										2	
28	必要最低限の人数で班編成			○																			1	
29	定保の一時停止（特例承認申請にて対応）			○																			1	
30	新規営業の自粛、新規業務検討中断									○						○							2	
31	公共交通機関での通勤を原則禁止（マイカー通勤）			○									○			○			○				4	
32	積極営業の自粛												○			○	○		○				4	
33	ウィルス対応空気清浄機の設置												○		○								2	○

2020年度
第2回業務委員会
資料№2

2020年7月8日

経過措置指定団地の2020年6月解除並びに9月及び12月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2020年2月	2020年6月1日	2020年6月1日見込（2020年4月生産動態統計BASE）			2020年9月1日	2020年9月1日見込（2020年4月生産動態統計BASE）			2020年12月1日	2020年12月1日見込（2020年4月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−4 4.2%	*0* 1 8.3%	*0* 332 5.4%	*2.1%* 7 0.6%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*0* 332 5.4%	*2.1%* 7 0.6%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*0* 332 5.4%	*2.1%* 7 0.6%	339 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−14 14.7%	*0* 0 0.0%	*11* 575 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	611 8.4%	*0* 0 0.0%	*11* 575 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	611 8.4%	*0* 0 0.0%	*11* 575 9.3%	*5.9%* 36 3.3%	611 8.4%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−31 32.6%	*2* 4 33.3%	*130* 1,558 25.3%	*25.0%* 518 46.0%	2,076 28.5%	*3* 3 25.0%	*133* 1,561 25.3%	*24.8%* 515 46.2%	2,076 28.5%	*2* 4 18.2%	*135* 1,565 25.3%	*24.6%* 511 46.8%	2,076 28.5%
中部	*124* 468 8.3%	*28.9%* 190 11.0%	658 8.9%	−11 11.6%	*0* 1 8.3%	*47* 513 8.3%	*20.7%* 134 11.9%	647 8.9%	*1* 1 8.3%	*48* 514 8.3%	*20.6%* 133 11.9%	647 8.9%	*2* 3 13.6%	*50* 517 8.3%	*20.1%* 130 11.9%	647 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−10 10.5%	*0* 0 0.0%	*0* 282 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	282 3.9%	*0* 0 0.0%	*0* 282 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	282 3.9%	*0* 0 0.0%	*0* 282 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	282 3.9%
近畿	*123* 679 12.0%	*33.4%* 340 19.7%	1,019 13.8%	−13 13.7%	*0* 0 0.0%	*64* 756 12.3%	*24.9%* 250 22.2%	1,006 13.8%	*0* 0 0.0%	*64* 756 12.3%	*24.9%* 250 22.4%	1,006 13.8%	*5* 5 22.7%	*69* 761 12.3%	*24.4%* 245 22.4%	1,006 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−23 24.2%	*0* 0 0.0%	*20* 569 9.2%	*6.6%* 40 3.5%	609 8.4%	*1* 1 8.3%	*21* 570 9.2%	*6.4%* 39 3.5%	609 8.4%	*0* 0 0.0%	*21* 570 9.2%	*6.4%* 39 3.6%	609 8.4%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−1 1.1%	*3* 3 25.0%	*24* 322 5.2%	*8.5%* 30 2.7%	352 4.8%	*2* 2 16.7%	*26* 324 5.3%	*8.0%* 28 2.5%	352 4.8%	*3* 3 13.6%	*29* 327 5.3%	*7.1%* 25 2.3%	352 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	3 −3.2%	*0* 3 25.0%	*49* 1,061 17.2%	*9.5%* 111 9.8%	1,172 16.1%	*1* 5 41.7%	*50* 1,066 17.3%	*9.0%* 106 9.5%	1,172 16.1%	*3* 7 31.8%	*53* 1,073 17.3%	*8.4%* 99 9.1%	1,172 16.1%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	9 −9.5%	*0* 0 0.0%	*0* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%	*0* 0 0.0%	*0* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%	*0* 0 0.0%	*0* 190 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	191 2.6%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,651 100.0%	*23.4%* 1,729 100.0%	＜減少率= 7,380 100.0%	−1.3%＞ −95 100.0%	*5* 12 100.0%	*345* 6,158 100.0%	*15.5%* 1,127 100.0%	7,285 100.0%	*8* 12 100.0%	*353* 6,170 100.0%	*15.3%* 1,115 100.0%	7,285 100.0%	*15* 22 100.0%	*368* 6,192 100.0%	*15.0%* 1,093 100.0%	7,285 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超（特別な事後監視）の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

＊＊＊2020年6月1日以降の自由化団地欄における*斜体の青数字*は「特別な事後監視」団地の推定数です。

【出典：生産動態統計 ほか】

○経済産業省告示第　　号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）第十八条第二項、別表第一から別表第四まで及び様式第一の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　名

次の表により、改正後欄に規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～11　［略］	1～11　［略］
12　事業報酬率	12　事業報酬率

規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、３．２７％とする。 13・14　［略］	規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、２．９３％とする。 13・14　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

別表２を次のように改める。

［別表２を図で挿入］

別表４－１を次のように改める。

［別表４－１を図で挿入］

別表４－２を次のように改める。

［別表４－２を図で挿入］

別表６を次のように改める。

［別表６を図で挿入］

別表８を次のように改める。

［別表８を図で挿入］

別表2

1供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

（単位：立方メートル）

都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値
北海道	8.0	埼　玉	12.8	愛　知	11.5	鳥　取	10.0	佐　賀	9.2
青　森	7.8	千　葉	12.9	岐　阜	13.0	島　根	10.5	長　崎	9.8
岩　手	9.7	東　京	13.1	三　重	13.2	岡　山	9.5	熊　本	8.7
宮　城	13.1	神奈川	11.6	福　井	9.9	広　島	11.5	大　分	8.2
秋　田	7.4	新　潟	7.9	大　阪	11.8	山　口	9.7	宮　崎	9.1
山　形	13.1	長　野	13.6	兵　庫	10.2	徳　島	9.1	鹿児島	9.6
福　島	12.6	山　梨	9.8	滋　賀	11.3	香　川	8.4	沖　縄	6.5
茨　城	12.0	静　岡	11.1	京　都	11.4	愛　媛	8.8		
栃　木	13.6	富　山	8.2	奈　良	11.3	高　知	10.8		
群　馬	12.3	石　川	10.2	和歌山	9.5	福　岡	9.7		

（注）1立方メートル当たり100.4652メガジュール（24,000キロカロリー）

別表4-1
(1/2)　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

(単位：円)

取得時期による区分(注1)(注2)			昭和48年6月30日以前	昭和48年7月1日～昭和49年9月19日	昭和49年9月20日～昭和50年10月19日	昭和50年10月20日～昭和52年1月9日	昭和52年1月10日～昭和52年12月31日	昭和53年1月1日～昭和54年11月28日	昭和54年11月29日～昭和56年2月16日	昭和56年2月17日～昭和58年8月16日	昭和58年8月17日～昭和62年10月18日	昭和62年10月19日～平成元年3月31日	平成元年4月1日～平成11年11月18日	平成11年11月19日～平成15年12月31日	平成16年1月1日～平成19年4月30日	平成19年5月1日～平成22年3月31日	平成22年4月1日～平成25年3月31日	平成25年4月1日～平成29年3月31日	平成29年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日以降	法定耐用年数に応じた償却率
土地			別表3による																		
建物			2,910	3,400	6,040	5,840	7,150	7,550	7,870	8,770	9,380	10,350	10,485	12,670	11,520	12,350	9,100	9,050	10,950	11,910	0.030
償却資産	構築物	50kg容器	—	550	950	960	1,020	1,250	1,300	1,450	1,550	1,680	1,700	4,960	4,430	4,230	3,660	4,360	4,930	5,030	0.100
		バルク貯槽														32,410	17,390	17,170	19,670	20,590	0.100
	機械装置	気化装置															18,520	19,580	20,400	20,780	0.100
		集合装置 50kg容器	2,080	2,080	2,780	3,680	3,920	4,160	4,310	4,800	5,130	5,960	6,040	10,590	10,560	10,980	10,460	9,620	10,070	10,660	0.100
		集合装置 バルク貯槽														12,350	13,610	11,740	11,500	12,180	0.100
		容器 50kg容器	2,640	3,450	4,910	4,490	5,450	5,710	5,740	6,400	6,840	5,810	5,885	5,270	4,560	4,320	2,990	2,910	2,790	3,010	0.167
		容器 バルク貯槽														8,400	9,670	8,950	8,900	9,000	0.167
	導管	炭素鋼鋼管 共同住宅	3,080	6,780	8,440	9,740	11,270	11,850	12,260	13,660	14,610	15,730	15,935	26,170	30,570	33,270	35,440	36,340	40,820	40,820	0.077
		炭素鋼鋼管 単独住宅	14,080	22,390	27,730	32,540	37,610	38,690	40,150	44,730	47,820	53,160	53,850	88,660	98,230	108,160	114,430	116,810	132,770	132,770	0.077
		ポリエチレン管 共同住宅										19,600	19,855	32,810	32,380	32,080	32,280	32,250	35,620	35,620	0.077
		ポリエチレン管 単独住宅										62,120	62,930	103,630	105,990	103,690	104,610	103,950	117,540	123,680	0.077
	メーター		2,530	2,970	4,570	4,790	5,090	5,120	5,390	6,010	6,430	5,500	5,570	14,290	13,940	13,020	11,010	9,950	9,650	9,720	0.077
	備品		160	160	190	270	280	300	310	350	380	300	305	390	810	390	380	320	340	380	0.200
	車両		別表4－2による																		

別表4-1

(2/2)　　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

(単位：円)

取得時期による区分(注1X注2)						昭和48年6月30日以前	昭和48年7月1日～昭和49年9月19日	昭和49年9月20日～昭和50年10月19日	昭和50年10月20日～昭和52年1月9日	昭和52年1月10日～昭和52年12月31日	昭和53年1月1日～昭和54年11月28日	昭和54年11月29日～昭和56年2月16日	昭和56年2月17日～昭和58年8月16日	昭和58年8月17日～昭和62年10月18日	昭和62年10月19日～平成元年3月31日	平成元年4月1日～平成11年11月18日	平成11年11月19日～平成15年12月31日	平成16年1月1日～平成19年4月30日	平成19年5月1日～平成22年3月31日	平成22年4月1日～平成25年3月31日	平成25年4月1日～平成29年3月31日	平成29年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日以降	法定耐用年数に応じた償却率
50kg容器	一供給地点当たり合計	気化装置なし	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額	13,400	19,400	27,850	29,770	34,180	35,940	37,160	41,440	44,320	45,330	45,920	74,340	76,390	78,560	73,040	72,560	79,550	81,530	
					償却率	0.0589	0.0882	0.0859	0.0854	0.0852	0.0853	0.0848	0.0848	0.0848	0.0819	0.0819	0.0802	0.0805	0.0796	0.0799	0.0797	0.0785	0.0784	
				ポリエチレン管	投資額										49,200	49,840	80,950	78,200	77,370	69,850	68,470	74,350	76,330	
					償却率										0.0814	0.0814	0.0789	0.0804	0.0797	0.08	0.0798	0.0786	0.0785	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額	24,400	35,000	47,170	52,570	60,520	62,780	65,070	72,510	77,530	82,760	83,835	135,830	144,050	153,450	152,030	153,030	171,500	173,480	
					償却率	0.0831	0.0828	0.0819	0.0813	0.0812	0.0813	0.081	0.081	0.0811	0.0792	0.0792	0.0783	0.0784	0.0783	0.0784	0.0783	0.0777	0.0776	
				ポリエチレン管	投資額										91,720	92,915	156,800	151,810	148,980	142,210	140,170	156,270	164,290	
					償却率										0.0789	0.0789	0.078	0.0782	0.0784	0.0785	0.0784	0.0777	0.0777	
		気化装置あり	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額															91,560	92,140	99,950	102,310	
					償却率															0.084	0.084	0.0829	0.0828	
				ポリエチレン管	投資額															88,400	88,050	94,750	97,110	
					償却率															0.0842	0.0843	0.0832	0.0831	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額															170,550	172,610	191,900	194,260	
					償却率															0.0807	0.0807	0.08	0.08	
				ポリエチレン管	投資額															160,730	159,750	176,670	185,170	
					償却率															0.081	0.081	0.0803	0.0802	
バルク貯槽	一供給地点当たり合計	気化装置なし	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額															87,500	84,470	90,880	92,690	
					償却率															0.0956	0.0949	0.0941	0.0943	
				ポリエチレン管	投資額															84,340	80,380	85,650	87,490	
					償却率															0.0963	0.0958	0.0952	0.0954	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額															166,490	164,940	182,830	184,640	
					償却率															0.0868	0.0861	0.0855	0.0857	
				ポリエチレン管	投資額															156,670	152,020	167,600	175,550	
					償却率															0.0874	0.0869	0.0863	0.0861	
		気化装置あり	共同住宅	炭素鋼鋼管	投資額														99,840	108,020	104,050	111,280	113,470	
					償却率														0.0954	0.0964	0.0958	0.0952	0.0954	
				ポリエチレン管	投資額														98,650	102,860	99,960	106,030	108,270	
					償却率														0.0956	0.097	0.0966	0.0961	0.0962	
			単独住宅	炭素鋼鋼管	投資額														174,730	185,010	184,520	203,230	205,420	
					償却率														0.0875	0.0891	0.0876	0.0869	0.0871	
				ポリエチレン管	投資額														170,260	175,190	171,660	188,000	196,330	
					償却率														0.0878	0.0887	0.0884	0.0877	0.0876	

(注)1. 「取得時期」とは、当該有形固定資産の取得に係る指定旧供給地点小売供給約款の設定についての当該供給約款の認可(当該有形固定資産の取得が指定旧供給地点の増加に係るものである場合には、当該供給地点の増加についての当該供給約款の認可)の申請の受理日をいう。
2. 上記の取得時期以後に取壊又は滅失等定期算定期間中に取替えを予定している資産については、この別表中「取得時期」を「取替え時期」と読み替えるものとする。
3. 1供給地点当たりの合計の欄の投資額は、土地及び車輌を除いた投資額であり、また、償却率は車輌を除いた率である。
4. 昭和62年11月18日以前の導管(ポリエチレン管)については、炭素鋼鋼管の投資額を用いること。
5. 平成11年11月19日以降のメーターの投資額は、マイコンメーターの投資額である。
6. 平成11年11月19日前に取得したマイコンメーターの投資額は、5. の投資額を適用することもできる。
7. 平成22年3月31日以前の構築物のバルク貯槽の投資額は、気化装置を含んだ投資額である。

別表4-2

1供給地点当たりの車両の標準投資額　（単位：円）

取得時期による区分 / 供給地点群の規模別区分	昭和62年10月18日以前	昭和62年10月19日～平成元年3月31日	平成元年4月1日～平成11年11月18日	平成11年11月19日～平成15年12月31日	平成16年1月1日～平成19年5月6日	平成19年5月7日～平成22年3月31日	平成22年4月1日～平成25年3月31日	平成25年4月1日～平成29年3月31日	平成29年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日以降	償却率
70地点以上～250地点まで	4,440	4,980	4,880	7,250	7,270	7,900	8,240	8,310	8,560	8,910	0.2
250地点を超え～1,000地点まで	2,610	2,230	2,190	5,330	5,450	5,930	6,180	6,230	6,420	6,680	0.2
1,000地点を超え～2,000地点まで	1,940	1,600	1,565	4,450	4,540	4,940	5,150	5,190	5,350	5,570	0.2
2,000地点を超え～3,000地点まで	1,740	1,575	1,540	4,140	4,240	4,610	4,810	4,850	4,990	5,200	0.2
3,000地点を超え～4,000地点まで	1,650	1,565	1,530	4,000	4,090	4,440	4,640	4,670	4,810	5,010	0.2
4,000地点を超え～5,000地点まで	1,610	1,550	1,520	3,910	4,000	4,340	4,530	4,570	4,700	4,900	0.2
5,000地点を超え～6,000地点まで	1,580	1,540	1,505	3,700	3,790	4,110	4,290	4,330	4,450	4,640	0.2
6,001地点以上	1,570	1,530	1,495	3,560	3,640	3,950	4,120	4,150	4,280	4,450	0.2

（注）1．昭和62年10月18日以前の車両投資額は、供給地点群の供給地点数に当該供給地点群の規模別区分の標準投資額を乗じて算定すること。

2．昭和62年10月19日以降の車両投資額は、供給地点群の供給地点数に至るまで、各規模別区分に応じた供給地点数に各規模別区分の標準投資額を乗じて、順次積み上げることにより算定すること。

別表６

都道府県別の平均年間労務費の標準値（１人当たり）

（単位：千円）

都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値
北海道	5,513	埼　玉	6,085	愛　知	6,158	鳥　取	5,214	佐　賀	5,262
青　森	4,967	千　葉	6,132	岐　阜	5,956	島　根	5,165	長　崎	5,141
岩　手	5,103	東　京	7,398	三　重	6,113	岡　山	5,696	熊　本	5,150
宮　城	5,365	神奈川	6,601	福　井	5,727	広　島	5,875	大　分	5,507
秋　田	5,038	新　潟	5,569	大　阪	6,482	山　口	5,574	宮　崎	5,040
山　形	5,088	長　野	5,565	兵　庫	6,100	徳　島	5,638	鹿児島	5,246
福　島	5,460	山　梨	5,851	滋　賀	5,809	香　川	5,696	沖　縄	5,155
茨　城	5,743	静　岡	5,999	京　都	6,040	愛　媛	5,273		
栃　木	5,661	富　山	5,818	奈　良	5,980	高　知	5,243		
群　馬	5,713	石　川	5,734	和歌山	5,572	福　岡	5,604		

別表8

導管配分比率

供給需要原価(本支管分)	V	0.832
需要家原価(供給管分)	W	0.168

労務費及び車両配分比率

供給需要原価	Y	0.4059
需要家原価	Z	0.5941

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令和２年６月２日
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和元年度第3四半期）

（趣旨）
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準（標準家庭における1か月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3年間監視することとされています。
令和元年10月から12月までを対象期間とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域
- 旧簡易ガス事業者：372事業者1，202供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和元年10月から12月までの期間（以下「対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1か月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金（月次）（以下「標準料金」という。）
- 原料費調整額（月次）
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額（月次）

(3) 調査方法

- 対象期間における標準料金の前月との比較や、ガス販売量及び販売額に基づく各月販売単価の前年同月との比較について調査を行い、検証・確認を行った。

2. 調査結果

（1）調査の結果、値上げを行った事業者が2社確認された（消費税率改定分の値上げのみを行った者を除く）。

（2）これら2社の値上げの内容について検証・確認を行ったところ、2社のうち1社については、赤字が発生している状況を踏まえた値上げであったものの、赤字幅を大幅に超える改定であったと認められたことから、当該値上げは「合理的でない値上げ」に該当すると判断した。

このため、当該事業者に対して、単年度において赤字が発生しない程度に収支が改善する水準のものとなるよう料金を改定するよう文書による指導を行った。

（3）2社のうちもう1社の値上げについては、「合理的でない値上げ」とは認められなかった。

以　上

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　遠藤
担当者：栗島、中橋、新井
電　話：03-3501-1511（内線　4381～4）
03-3501-1552（直通）